

議案第 25 号

小松市社会教育賞表彰基準要綱の一部改正について

次のことについて議決を求める

小松市社会教育賞表彰基準要綱の一部を次の表のよう改定する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この要綱は、 _____本市の社会教育の振興に 功労のあった個人又は団体に対する 表彰 _____について必要な 事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、 <u>小松市教育委員会</u> （以下「教育委員会」とい う。）が本市の社会教育の振興に 功労のあった個人又は団体に対し <u>小 松市社会教育賞</u> を授与するものと し、 <u>小松市社会教育賞</u> の授与（以下 「表彰」という。）について必要な 事項を定めるものとする。
(表彰基準) 第2条 表彰は、 <u>本市の社会教育関 係者及び社会教育関係団体</u> で、 <u>社会 教育の振興に尽力し、地域社会の発 展に貢献したもの</u> のうち、特に功績 顕著なもので、次の各号のいずれか に該当するものについて行う。ただ し、社会教育に関する功労による勲 章、褒賞（紺綏褒賞は除く。）、同 種の県単位以上の表彰を受けたもの は除く。	(表彰基準) 第2条 表彰は、 <u>個人又は団体</u> であ って、個人にあっては第1号、第2 号の規定に、団体にあっては第3 号、第4号のいずれかの規定にそれ ぞれ該当することにより地域社会に 貢献したものについて行う。ただ し、社会教育に関する功労による勲 章、褒賞（紺綏褒賞は除く。）、同 種の県単位以上の表彰を受けたもの は除く。
(1) 5年以上社会教育 _____	(1) 5年以上 <u>社会教育又は青少年の 健全育成</u> （以下、「社会教育等」）

<p>_____のために活躍し、当該年度までにおいて、特に<u>優秀な功績</u>のあった個人</p> <p>(2) 10年以上にわたって社会教育<u>等</u>の振興に尽力した_____個人</p> <p>(3) 団体結成後<u>3年</u>以上_____経過し、当該年度までにおいて、特に<u>優秀な功績</u>のあった団体</p> <p>(4) 団体結成後 10 年以上_____活動を継続し、<u>地域社会教育振興</u>のため功績のあった団体</p> <p>(5) 青少年の健全育成のため、学校<u>または地域</u>において<u>地道な活動</u>を継続的に行った個人<u>または団体</u> (被表彰者)</p> <p>第3条 被表彰者の数は、個人、団体あわせて 10 以内とする。</p> <p>_____ (被表彰候補者)</p> <p>第4条 被表彰候補者については、別表に規定する推薦団体、機関ごとに調査、審査し本市教育委員会へ推薦するものとする。ただし、推薦は原則として個人 1 又は団体 1 とする。</p> <p>[新設]</p>	<p>という。)のために活動し、当該年度までにおいて、特に<u>顕著な功績</u>のあった個人</p> <p>(2) 10年以上にわたって社会教育<u>等</u>の振興に尽力し、<u>当該年度まで</u>において、<u>顕著な功績</u>のあった個人</p> <p>(3) 团体結成後<u>5年</u>以上<u>社会教育等</u>のために活動し、<u>当該年度まで</u>において、特に<u>顕著な功績</u>のあった団体</p> <p>(4) 团体結成後 10 年以上<u>社会教育等</u>のために活動し、<u>当該年度まで</u>において、<u>顕著な功績</u>のあった団体</p> <p>[削除]</p> <p>(被表彰者)</p> <p>第3条 表彰される者（以下「被表彰者」という。）は、1つの年度において 10 以内とする。</p> <p>(決定の手続き)</p> <p>第4条 教育委員会は、表彰を行おうとするときは、被表彰者の候補者を選定し、次条の選考委員会に審議を依頼するとともに、同条の選考委員会の審議を経た後、被表彰者を決定するものとする。</p> <p>2 前項の選定を行う際に、教育委</p>
---	---

	<p>員会は、別表の推薦団体及び機関ごとに被表彰者の推薦を受けることができる。</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>
(被表彰者の決定)	
<u>第5条 被表彰者の決定は、市長が行う。この場合において、教育委員会が選考委員会を設置し、選考委員会において審議するものとする。</u>	
<u>2 教育委員会は、選考委員会の審議を受け、被表彰者を市長に対し推薦するものとする。</u>	
(選考委員会)	(選考委員会)
<u>第6条 [略]</u>	<u>第5条 [同左]</u>
<u>2 委員は、社会教育委員を充て、必要な都度教育委員会が委嘱する。</u>	<u>2 前項の委員は、社会教育委員をもって充てる。</u>
(表彰)	(表彰)
<u>第7条 表彰は、市長が行うものとする。</u>	<u>第6条 表彰は、表彰状の授与をもって行うほか、金品を添えることができる。</u>
<u>2 表彰は、表彰状の授与をもって行うほか、金品を添えることができる。</u>	
(事務)	(事務)
<u>第8条 表彰に関する事務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。</u>	<u>第7条 表彰に関する事務は、主管課において処理する。</u>
別表 (第4条関係)	別表 (第4条関係)
推薦団体	推薦団体
[略]	[同左]
推薦機関	推薦機関

<u>1.～10.</u> [略]	<u>1～10</u> [同左]
<u>11.</u> 子育て支援課・子育て環境課	<u>11</u> 子育て支援課
[新設]	<u>12</u> 子育て環境課
<u>12.</u> ふれあい福祉課	<u>13</u> ふれあい福祉課
<u>13.</u> 農林水産課・農山村創生室	<u>14</u> 農業水産課
[新設]	<u>15</u> 農山村創生課
<u>14.</u> 地域振興課	<u>16</u> 地域振興課
<u>15.</u> 小松市立小・中・義務教育学校・高等学校	<u>17</u> 小松市立小・中・義務教育学校・高等学校

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年10月20日
教育委員会会議 資料
教育庶務課

人事行政の運営等の状況の報告について

地方公務員法第58条の2及び小松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定により、市長に対し、令和6年度の教育委員会の人事行政の運営等の状況を次のとおり報告した。

人事行政の運営等の状況について

1 総括

(1) 職員給与費の状況

職員の給与は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当など17種類があります。(期末手当、勤勉手当は、民間企業における一時金に当たります。)

区分	職員数	給 与 費				一人当たりの 給与費 B/A
		A 給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 94	千円 406,135	千円 57,579	千円 167,621	千円 631,335	千円 6,716

- (注) 1 職員手当は、退職手当を含まない額です。
2 職員数は令和6年4月1日現在の人数です。

2 職員の平均給与月額の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日)

① 一般行政職

区分	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小松市教育委員会	42	45.4	356,843	426,696

(注)「平均給料月額」は給料月額の平均であり、「平均給与月額」は、給料月額と手当を合計した平均額です。

② 技能労務職

区分	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小松市教育委員会	9	57.8	283,533	300,192

③ 教育職

区分	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小松市教育委員会	39	42.0	384,330	424,860

3 一般行政職等の級別職員数の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	事務員	0人	0.0%
2級	事務員	4人	9.5%
3級	主査	8人	19.0%
4級	主幹	17人	40.5%
5級	参事	6人	14.3%
6級	課長	6人	14.3%
7級	次長	0人	0.0%
8級	部長	1人	2.4%
	計	42人	100%

(2) 技能労務職の級別職員数の状況(令和7年4月1日)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	技能士・労務士	0人	0.0%
2級	技能士・労務士	0人	0.0%
3級	技能士・労務士・主査	1人	11.1%
4級	主査	5人	55.6%
5級	主幹	3人	33.3%
	計	9人	100%

(3) 教育職の級別職員数の状況(令和7年4月1日)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	高等学校の助教諭・養護助教諭	4人	10.3%
2級	高等学校の教諭・養護教諭	33人	84.6%
3級	高等学校の主幹教諭	0人	0.0%
4級	高等学校の教頭	1人	2.6%
5級	高等学校の校長	1人	2.6%
	計	39人	100%

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小松市		国	
(6年度支給割合)		(6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
一般職員 2.50 月分	2.10 月分	一般職員 2.50 月分	2.10 月分
特定管理職 2.10 月分	2.50 月分	特定管理職 2.10 月分	2.50 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職務上の段階、職務の級等による加算措置 有		職務上の段階、職務の級等による加算措置 有	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 なし		・管理職加算 10~25%	

期末手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(6年度)	92,274 千円
支給職員1人当たり平均支給額(6年度)	981,639 円

勤勉手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(6年度)	75,347 千円
支給職員1人当たり平均支給額(6年度)	810,182 円

(2) 寒冷地手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(6年度)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給額(6年度)	0 円

(3) 義務教育等教員特別手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(6年度)	2,578 千円
支給職員1人当たり平均支給額(6年度)	67,849 円

(4) 児童手当

区 分	支 給 実 績
支給実績(6年度)	7,395 千円
支給職員1人当たり平均支給額(6年度)	273,889 円

(5) 特殊勤務手当

区 分	支 給 実 績		
支給実績(6年度)	3,054 千円		
支給職員1人当たり平均支給額(6年度)	92,539 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)	35.1 %		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 教員	教員	非常災害	8,000
		救急業務	7,500
		補導業務	7,500
		修学旅行	5,100
		生徒引率	5,100
		部活動	2,700
2 教育業務連絡指導	教諭	教育業務連絡指導	200

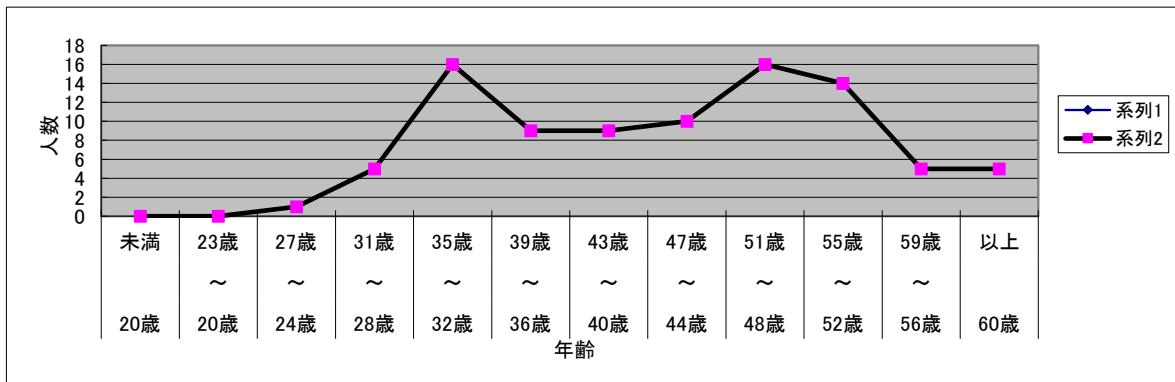
(6) 時間外勤務手当

支給実績(6年度)	13,409 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度)	142,647 円

(7) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(6年度) 千円	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度) 円
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・配偶者、子以外の扶養親族 6,500円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同	有	9,890	274,723
住居手当	<借家等居住者> 月額27,000円以下の家賃 ・家賃等の額から控除する額 16,000円 ・全額支給の限度額 11,000円 月額27,000円を超える家賃 ・2分の1加算額 17,000円 ・最高支給限度額 28,000円	同	無	4,064	270,960
初任給調整手当	医療職給料表(1)適用職員	同	無	0	0
通勤手当	<交通機関等利用者> ・運賃相当額の全額支給の限度額 55,000円 ・2分の1加算額 5,000円 ・最高支給限度額 50,000円 <交通用具使用者> ・2km以上4km未満 2,200円 ・4km以上6km未満 4,400円 ・6km以上8km未満 5,200円 ・8km以上10km未満 6,100円 ・10km以上12km未満 7,100円 ・12km以上14km未満 8,200円 ・14km以上16km未満 9,300円 ・16km以上18km未満 10,500円 ・18km以上20km未満 11,700円 ・20km以上25km未満 12,900円 ・25km以上30km未満 15,800円 ・30km以上35km未満 18,700円 ・35km以上40km未満 21,600円 ・40km以上45km未満 24,400円 ・45km以上50km未満 26,200円 ・50km以上55km未満 28,000円 ・55km以上60km未満 29,800円 ・60km以上 31,600円	異	距離20kmまで2kmごとに手当額を規定 (国の制度は5kmごとに規定。20km以上は国の制度と同じ)	6,407	74,505
管理職手当	給料表並びに職務の級及び区分に応じて、 40,000～113,000円の額	同	無	10,496	699,760
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員 月額21,000円を超えない範囲内において市長の定める額	同	無	0	0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員 1時間当たりの給与額の100分の25	同	無	0	0
休日勤務手当	休日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間に勤務を命ぜられた職員 1時間当たりの給与額の100分の135	同	無	285	28,456

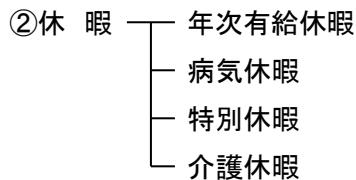
5 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数(人)	0	0	1	5	16	9	9	10	16	14	5	5	90

6 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①1週間の勤務時間 38時間45分



(1)年次有給休暇

1月1日現在に在職する職員については、1年(歴年)につき20日

(2)病気休暇

職員自身が負傷又は疾病の状態にある場合に、結核性疾患にあっては1年、その他の傷病にあっては90日を超えない範囲内で、医師等の証明に基づき最小限度必要と認める期間の休暇を認める。

(3)特別休暇

分類	期間
選挙権その他公民として権利の行使のための休暇	必要と認める期間
裁判員、証人等としての官公署等への出頭のための休暇	必要と認める期間
ドナー休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	1年において5日以内
結婚休暇	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内で5日以内
不妊治療のための休暇	1年において5日(通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては10日)以内
産前・産後休暇	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)から、出産の日後8週間を経過する日まで
生後1年に達しない子を育てる職員の育児時間	1日2回それぞれ30分
生理休暇	必要と認める期間
妻の出産補助休暇	出産のため入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間内で2日以内

男性職員の育児参加休暇	妻の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から出産の日後1年を経過するまでの期間において5日以内
子の看護等休暇	1年において5日(中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日)以内
短期介護休暇	1年において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合で親族に応じた日数
父母等の祭日休暇	祭し当日に1日(ただし、父母等の死後15年以内に行われる慣習上の祭しに限る。)
夏季における元気回復のための休暇	6月から10月までの期間内で5日以内
風水震、火災その他の非常災害による住居滅失、損壊	7日以内
風水震火災、交通機関の事故等による休暇	必要と認められる期間
風水震火災等による退勤途上の危険回避する休暇	必要と認められる期間

(4) 介護休暇

介護を必要とする一の連続する状態ごとに、通算して12月の期間内(3回以下)で必要と認められる期間

R6年度 介護休暇取得者数 0人

介護休暇期間						
2月以下	2月超 4月以下	4月超 6月以下	6月超 8月以下	8月超 10月以下	10月超	合計
0	0	0	0	0	0	0

(5)介護時間

介護を必要とする一の連続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日につき2時間以内で必要と認められる期間

R6年度 介護時間取得者数 0人

介護時間期間						
2月以下	2月超 4月以下	4月超 6月以下	6月超 8月以下	8月超 10月以下	10月超	合計
0	0	0	0	0	0	0

(6)育児休業

3歳に満たない子を養育するため、任命権者の承認を受けて、当該子が3歳に達する日まで、育児休業することができる。

R6年度 育児休業取得者数 2人

育児休業承認期間						
6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超	合計
0	1	0	1	0	0	2

(7)部分休業

公務の運営に支障がない限り、小学校就学始期に達するまでの子を養育するため、任命権者の承認を受けて、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として1日2時間まで、部分休業することができる。

R6年度 部分休業取得者数 1人

部分休業承認期間						
1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超	合計
0	0	0	1	0	0	1

(8)育児短時間勤務

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、任命権者の承認を受けて、1週間の勤務時間を週19時間25分から週24時間35分に短縮した勤務形態により、勤務することができます。

R6年度 育児短時間勤務取得者数 0人

育児短時間勤務承認期間				
3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超	合計
0	0	0	0	0

7 職員の分限及び懲戒処分の状況

①分限処分

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職
勤務実績が良くない	0	0	0
心身の故障	0	0	2
その職に必要な適格性を欠く	0	0	0
職制・定数の改廃又は予算の 減少により廃職・過員を生じた	0	0	0
刑事事件に関し起訴された	0	0	0
合 計	0	0	2

②懲戒処分

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職
法令に違反した	0	0	0	0
職務上の義務に違反職務を怠った	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

上記処分事由の詳細

	戒 告	減 給	停 職	免 職
信用失墜行為	0	0	0	0
職務命令違反	0	0	0	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の 不良等	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

8 職員の服務の状況

職務に専念する義務免除承認件数	0件
営利企業等の事務従事許可件数	0件

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

令和6年度 公務災害認定件数	1件
通勤災害認定件数	0件

10 職員の競争試験及び選考状況

該当なし

■小中学校配置最適化に関するアンケート結果について

実施期間：令和7年8月25日～9月19日

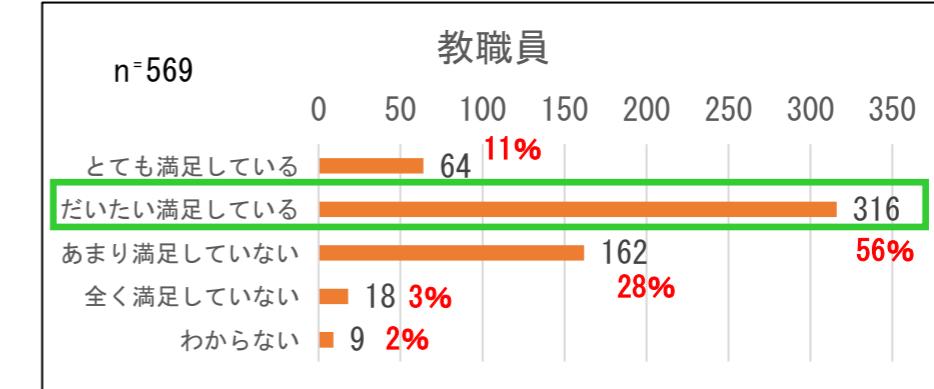
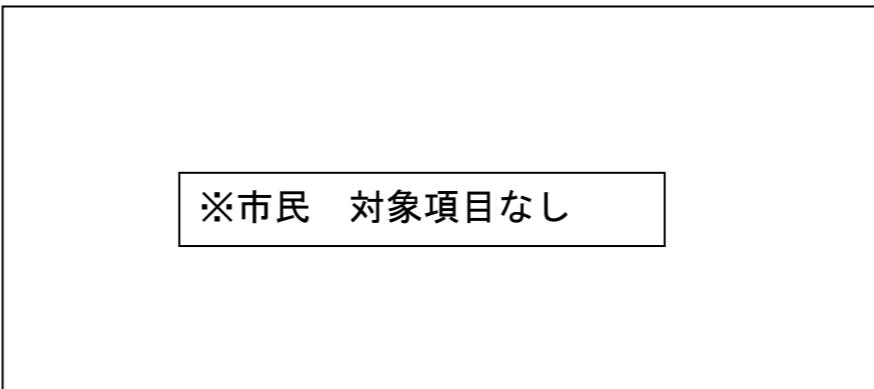
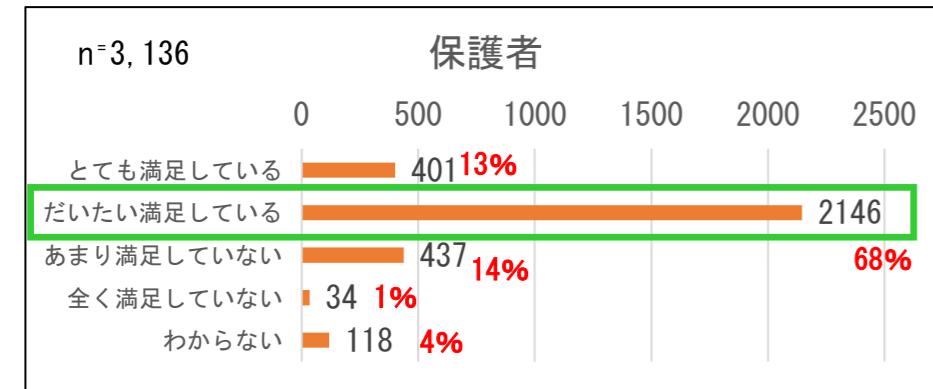
①学校の教育環境に満足していますか？

(保護者：子供が通う学校、教職員：勤務している学校)

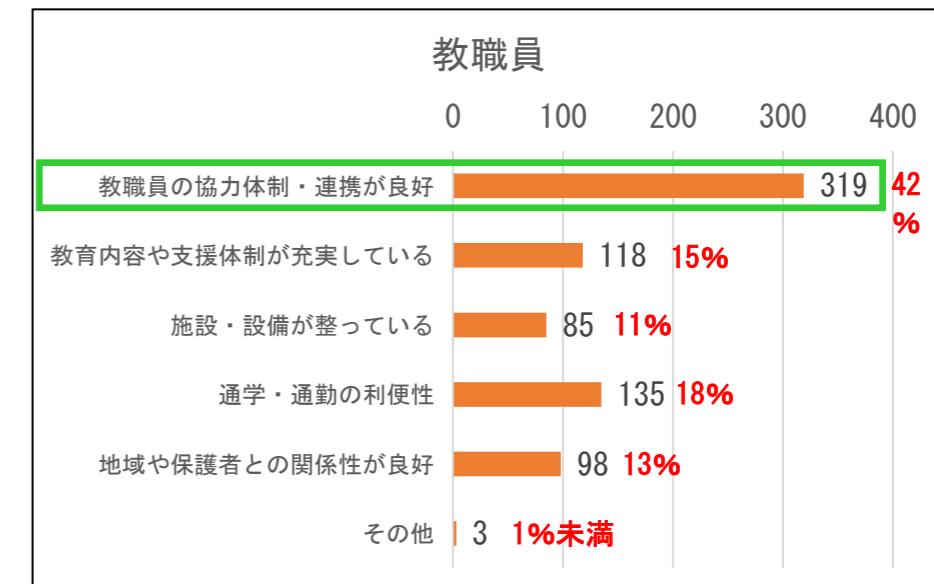
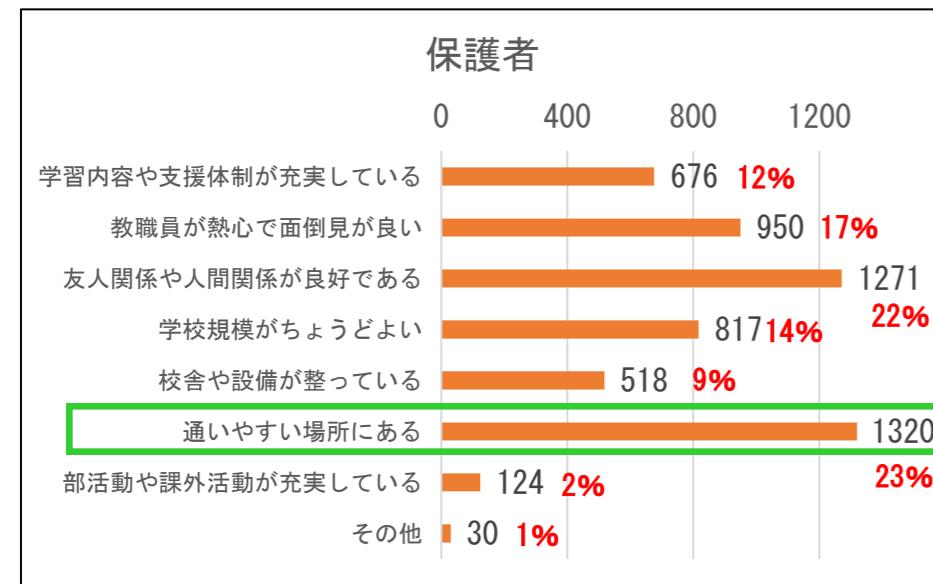
回答数 (人)	保護者	市民	教職員
3,136	594	569	

回答率 (%)	保護者	市民	教職員
34.2%	19.8%	78.5%	

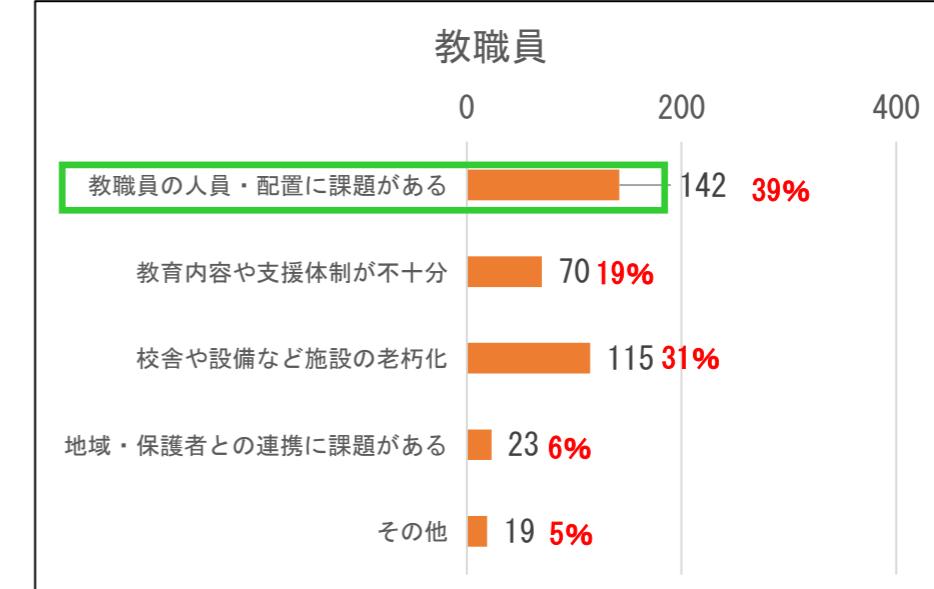
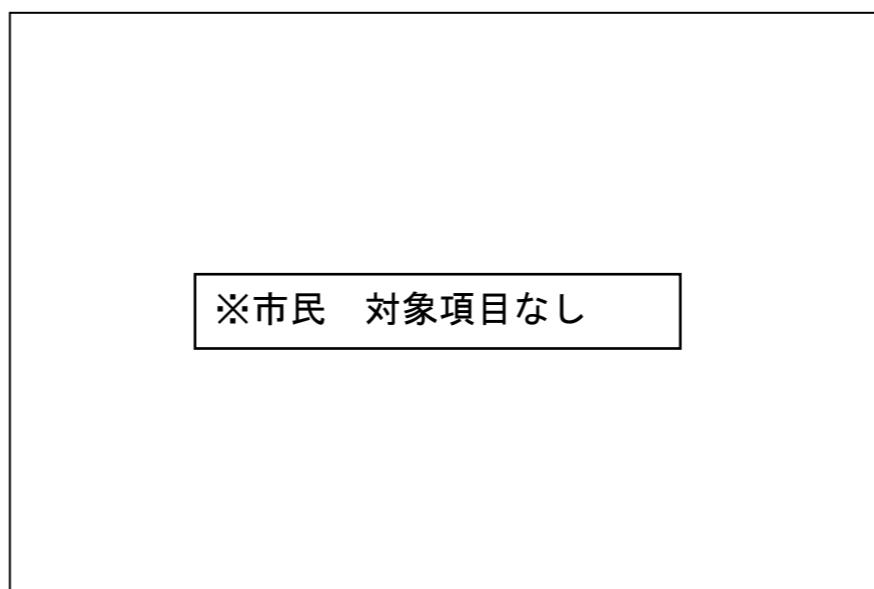
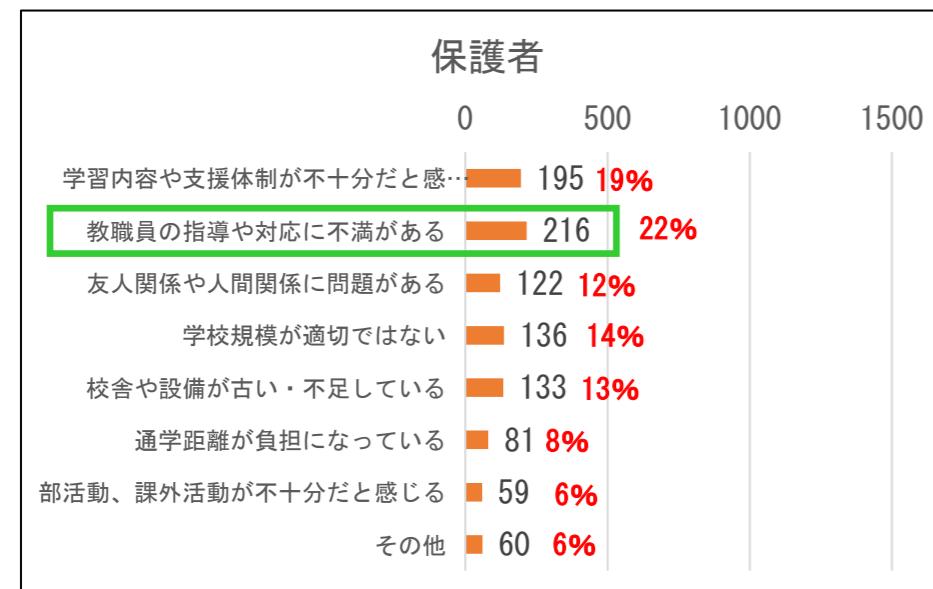
令和7年10月20日
教育委員会議 資料
学校最適化検討チーム



①-1とても満足している・だいたい満足している理由（複数回答可）

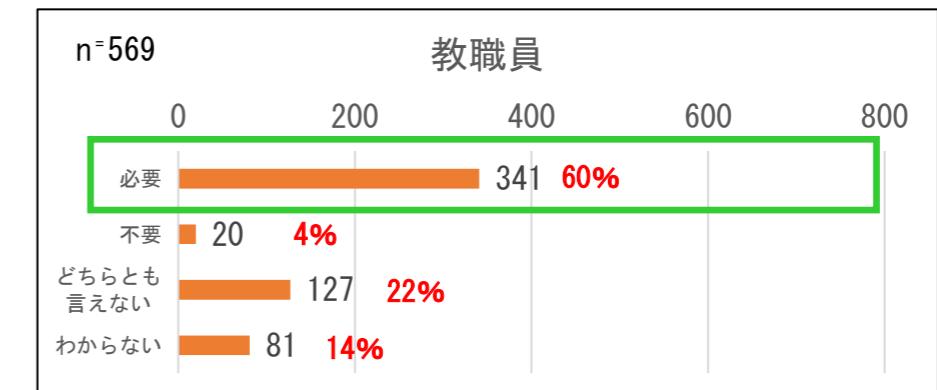
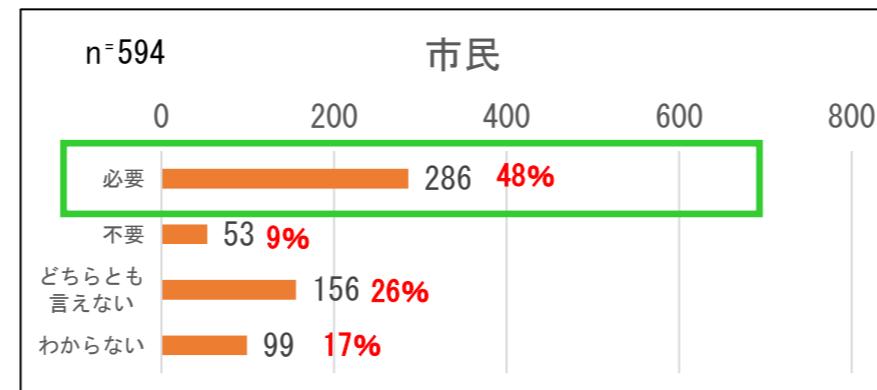
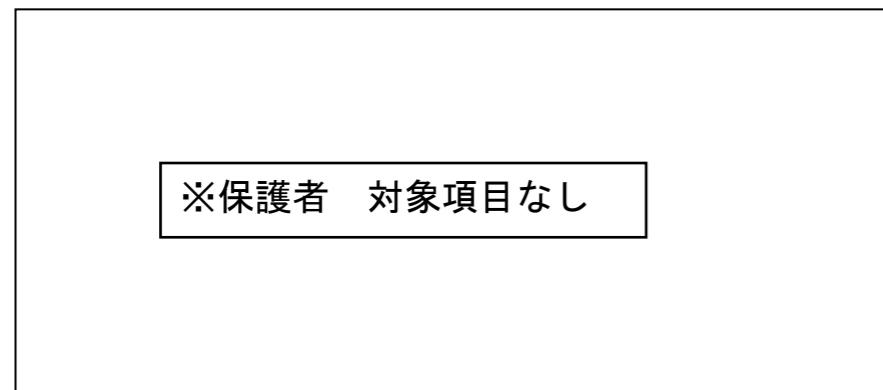


①-2あまり満足していない・全く満足していない理由（複数回答可）

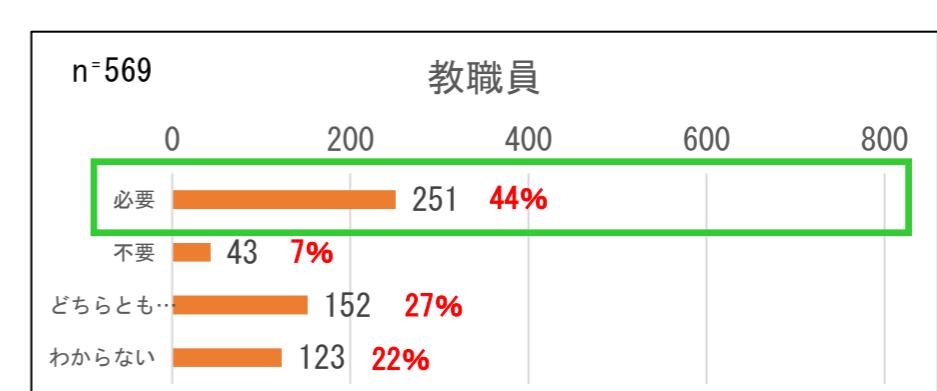
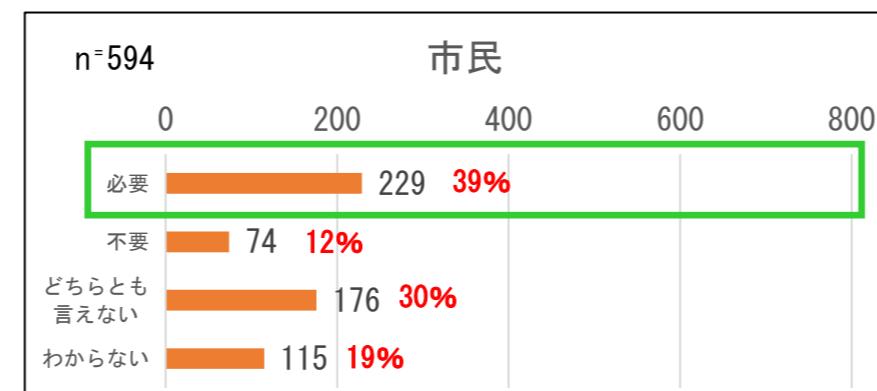
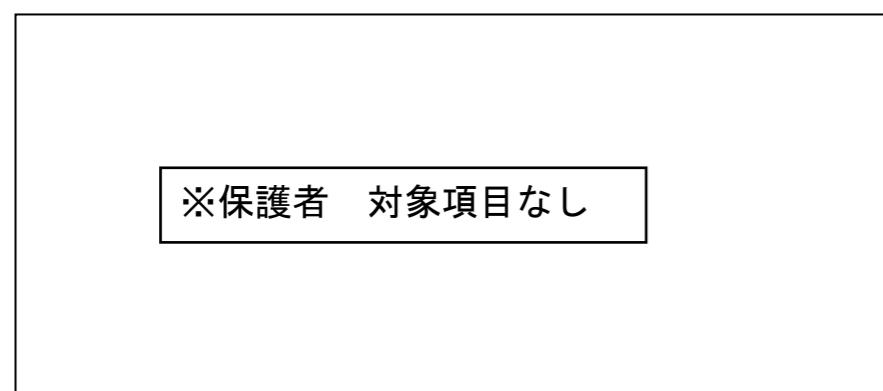


②学校配置最適化の必要性についてどう考えますか？

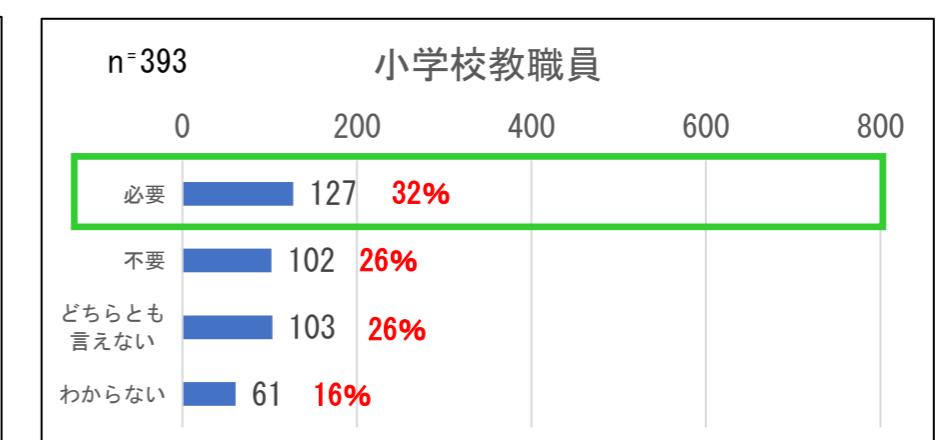
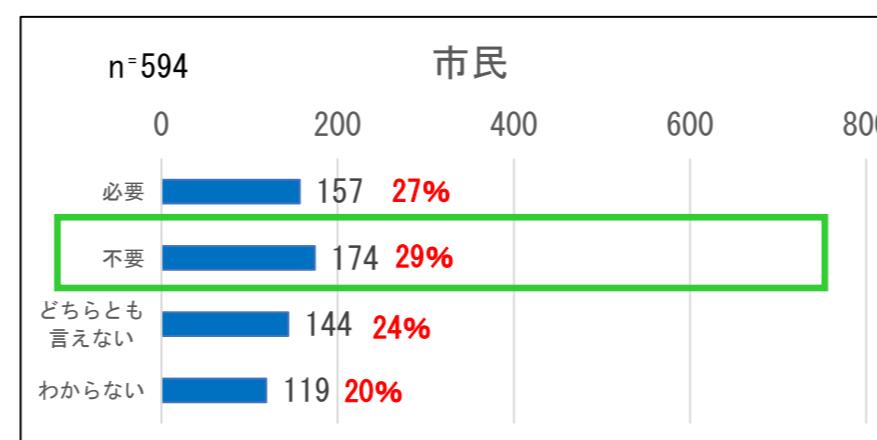
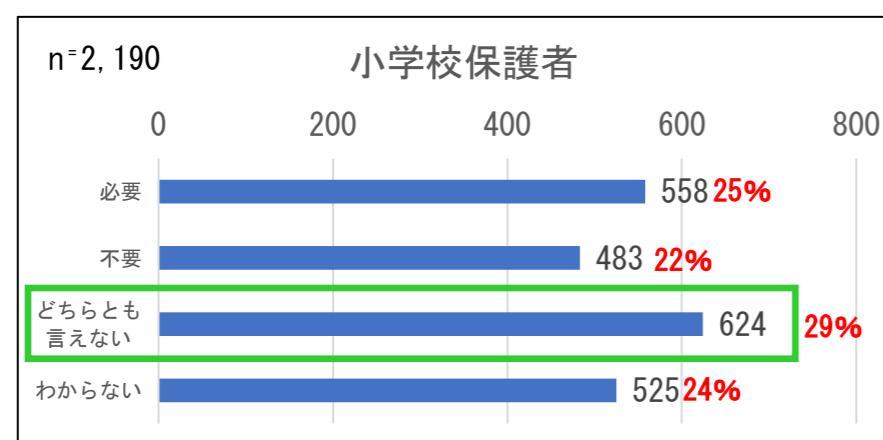
【全小学校】



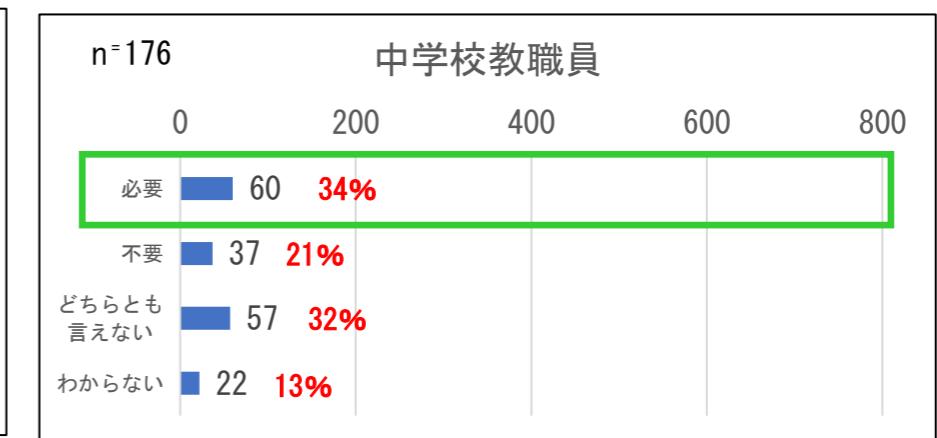
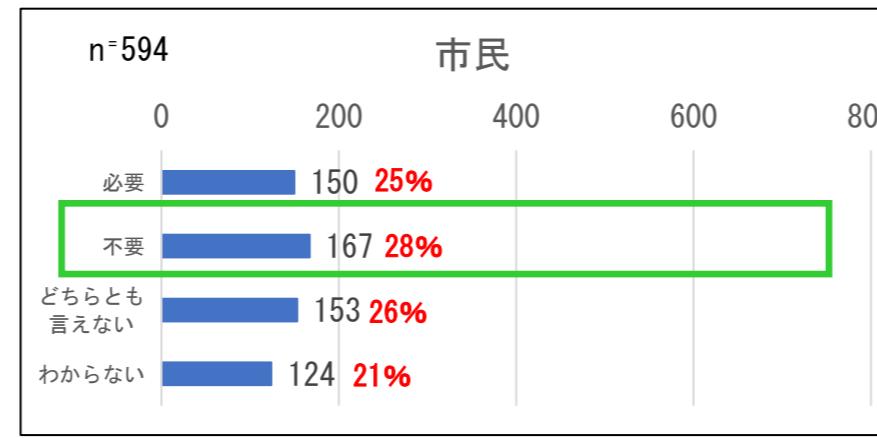
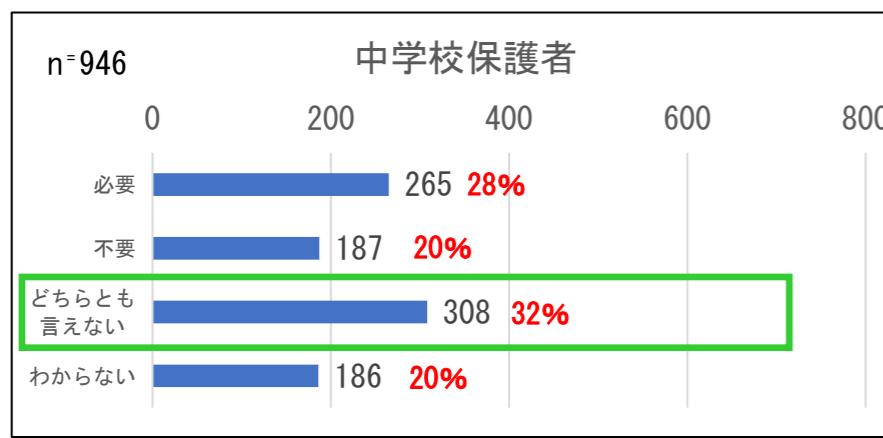
【全中学校】



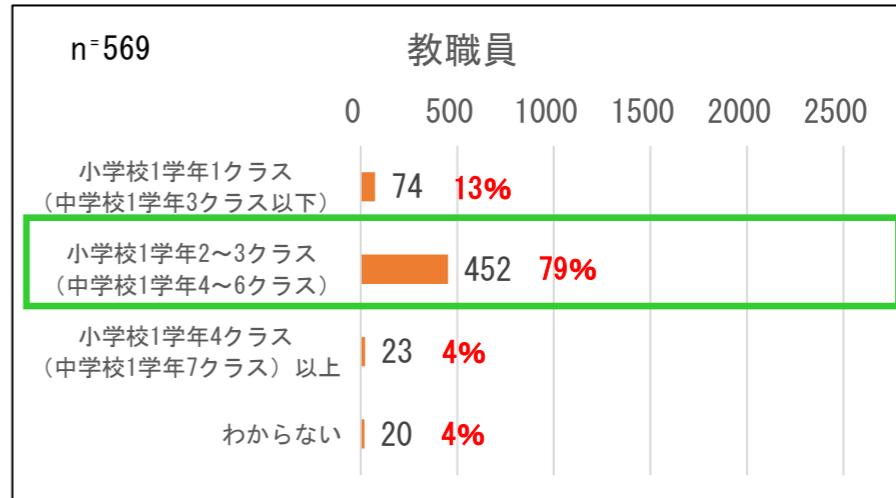
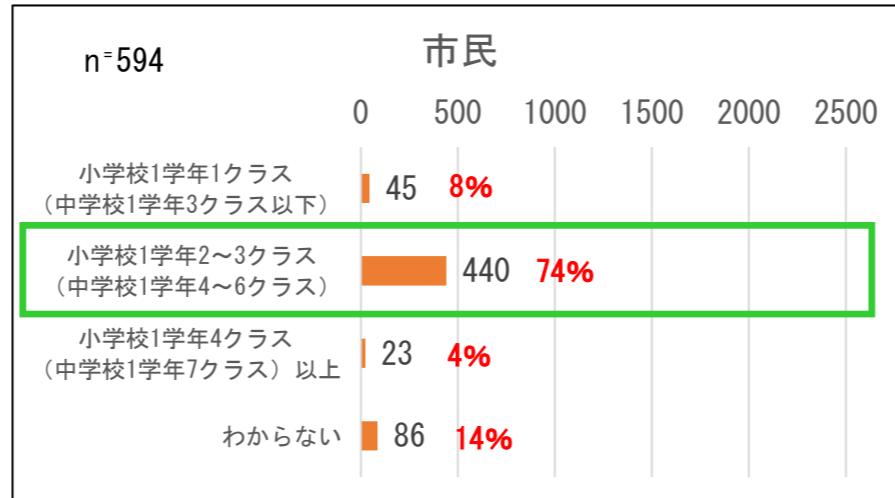
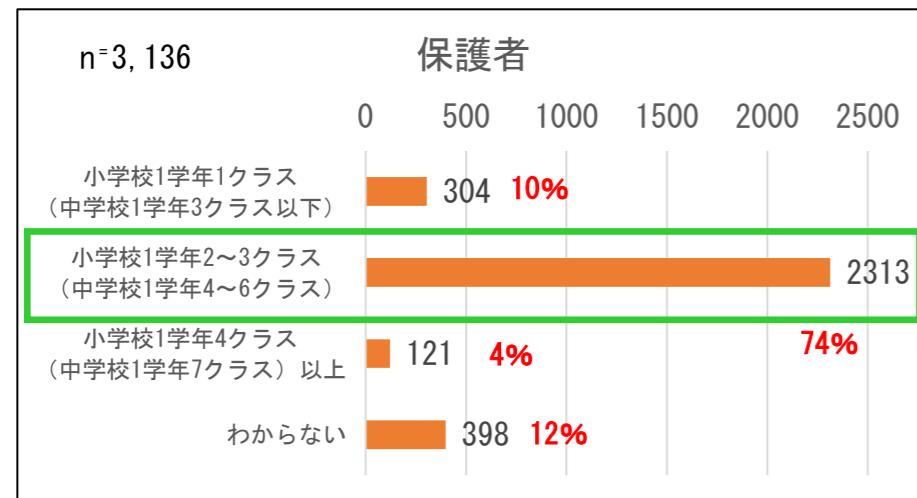
【子供が通う・地域の・勤務先の小学校】



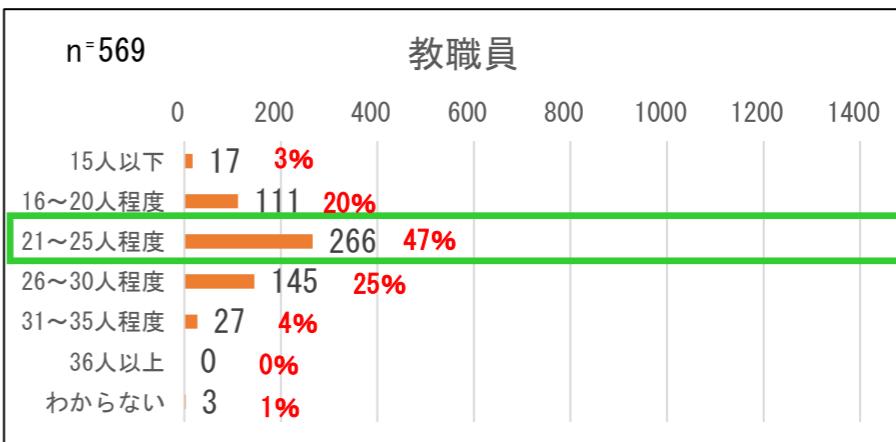
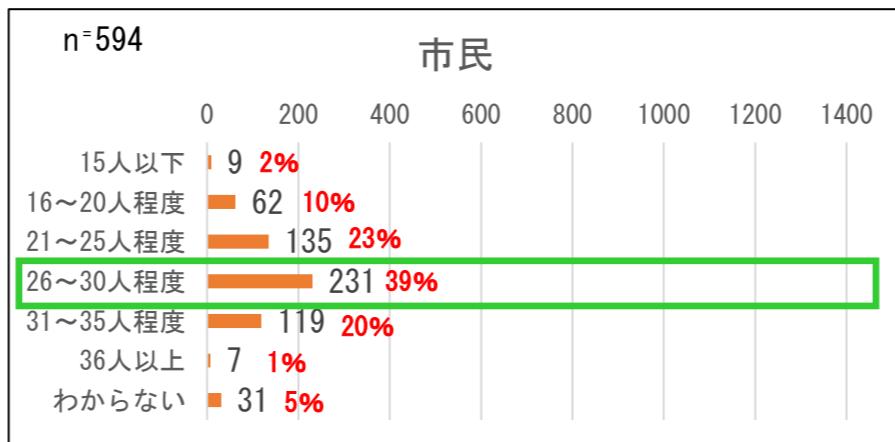
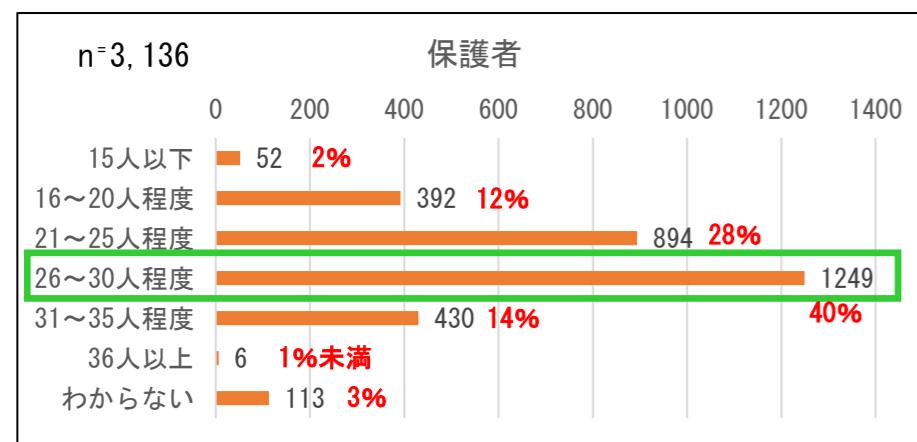
【子供が通う・地域の・勤務先の中学校】



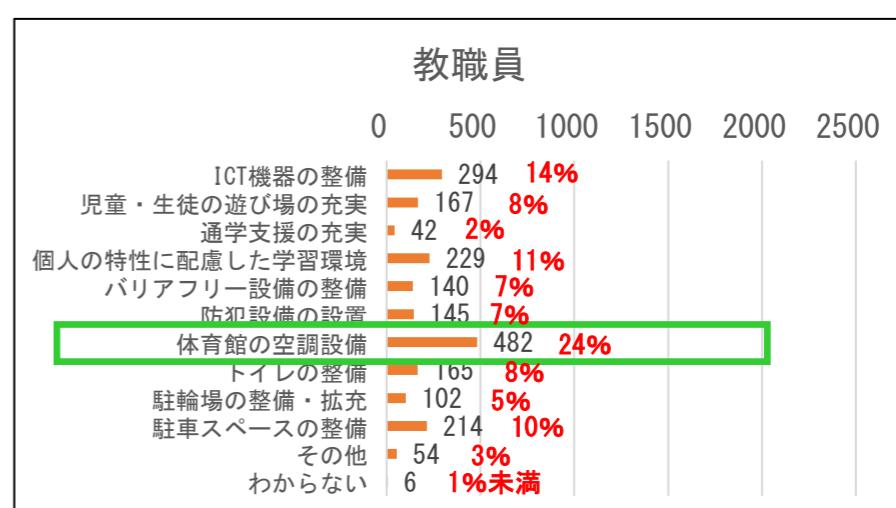
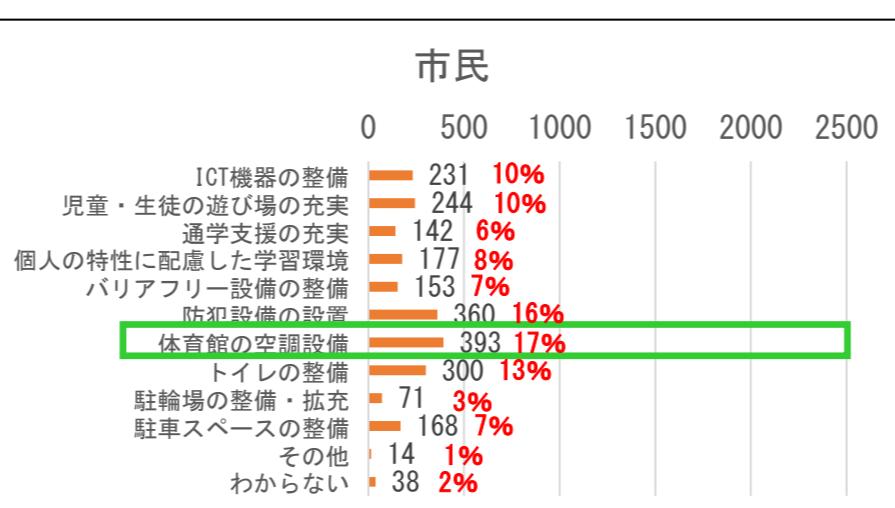
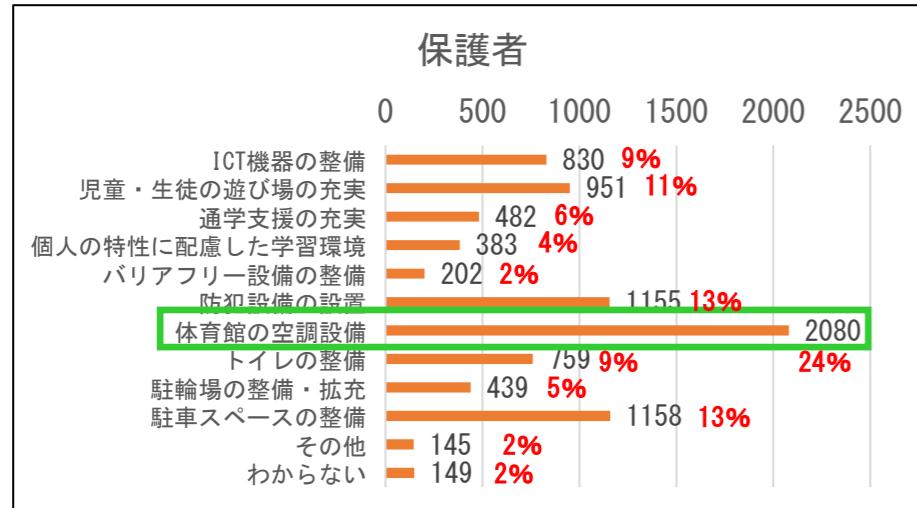
③ (一般的に) 小中学校における1学年のクラス数として、どのくらいが望ましいと考えますか？



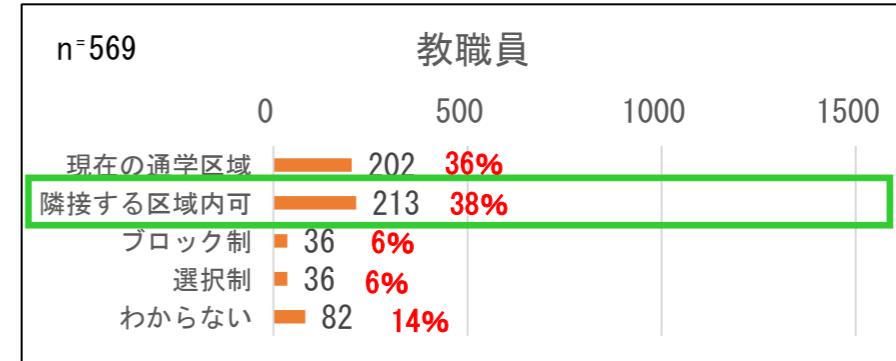
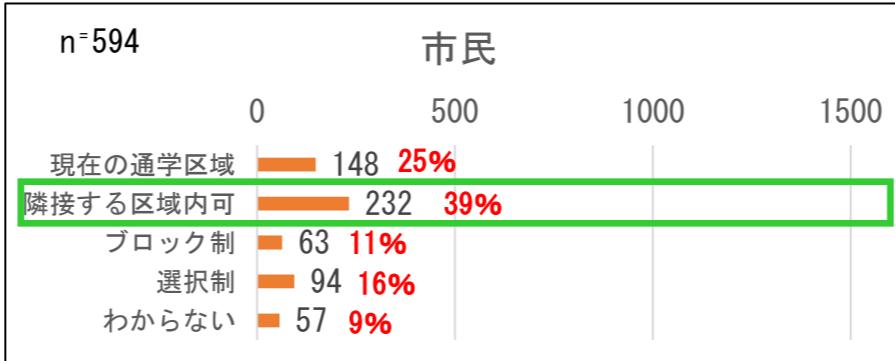
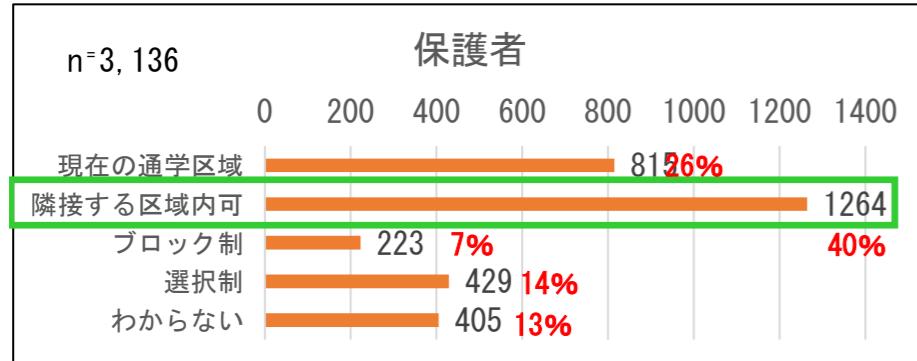
④ (一般的に) 1クラスあたりの人数について、どのくらいが望ましいと考えますか？



⑤学校をより良くするために、必要と思われる施設や設備があればお選びください【複数回答可】



⑥通学区域について、どのような考えに近いですか？



令和7年10月20日
教育委員会会議 資料
学校教育課

寄附の受納について

企業版ふるさと納税として本市の教育環境の充実のために、下記のとおり寄附がありました。

記

1 寄 附 者 クラシス株式会社

2 寄 附 物 品 学校用オフィス家具一式
(販売価格合計：4,300,500円)

物件名	数量
SS デスク (可動式)	35
SS チェア (可動式)	35
ひょうたんテーブル	6
台形テーブル	6
ニシキ 丸イス ブルー	18
ミーティングボード	6

3 感謝状贈呈式 令和7年10月23日（木）9時30分から
稚松小学校にて

令和7年10月20日
教育委員会会議 資料
学校教育課

寄附の受納について

市内小学校の図書購入に充ててもらうため、次のとおり寄附がありました。

1. 寄 附 者 小松ロータリークラブ

2. 寄 附 物 品 現金 230,000 円

3. 感謝状贈呈式 令和7年10月19日(日)
創立70周年記念式典にて (團十郎芸術劇場うらら)
(未来型図書館整備への寄附と合同)

※受納した寄附金は、各小学校の要望を確認の上、図書の購入費に充てる予定。

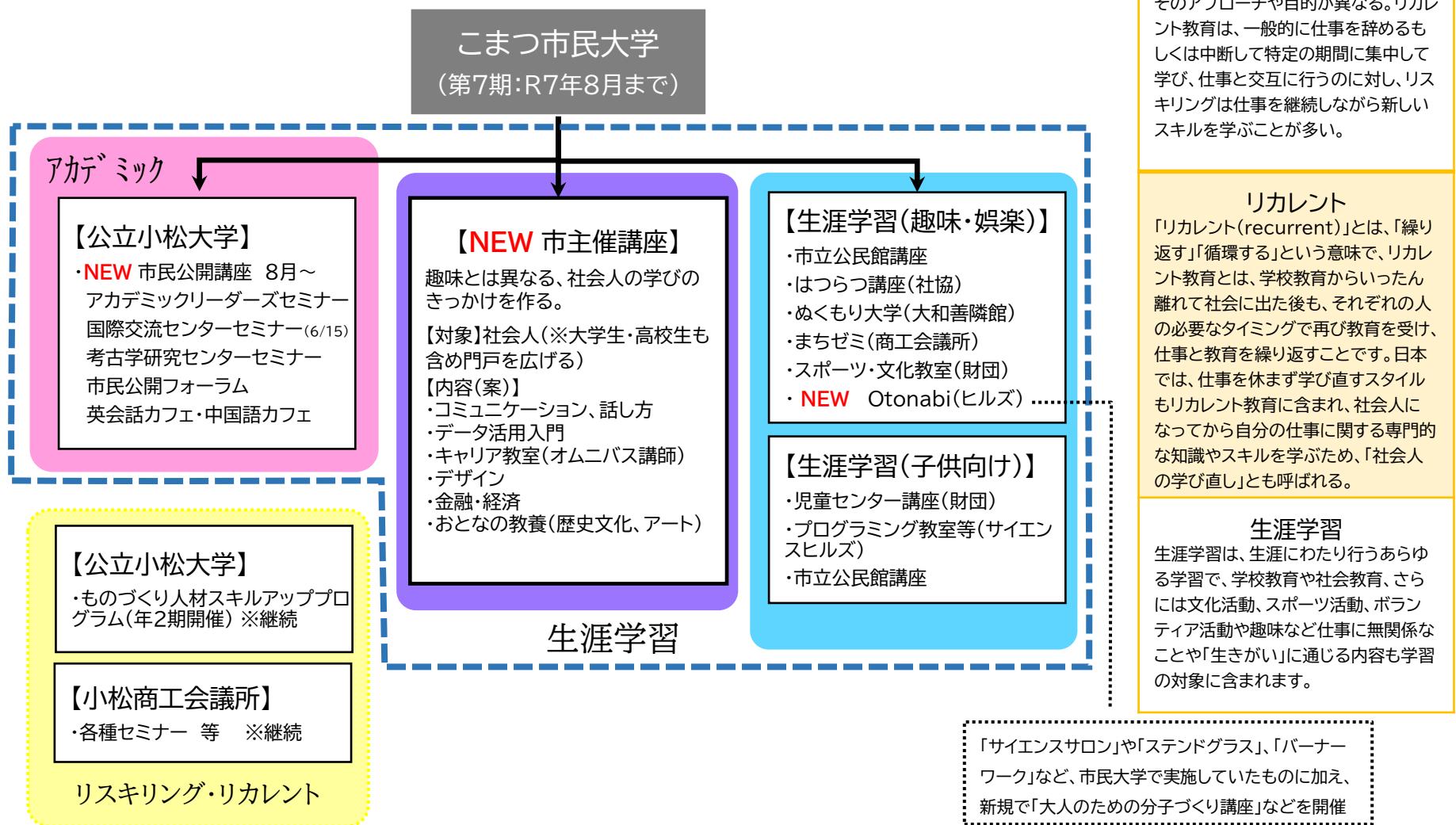
こまつ市民大学終了後の社会教育・生涯学習体制

部局基本方針

○新教育大綱「Learn Well, Live Well」の実現

- ・個別最適な学びと協働的な学びを組み合わせた「学びの Best Balance」によりそれぞれの主体的な学びを実現
- ・個々の適性や興味に応じた様々な学びを提供し、キャリア形成やリスキリングをサポート
- ・のばしこぼれなく、個々の持つ可能性・能力を最大限引き出す学びの提供(例:英語教育、プログラミング教育)

令和7年10月20日
教育委員会会議 資料
生涯学習課



【市主催講座の実施】

こまつ市民大学終了後の市民の新たな学びの場として、公立小松大学や各団体等が実施する講座との住み分けを図りながら、趣味・娯楽とは異なるジャンルの講座を開催する。社会人の学びのきっかけを作り、多様化する市民の学びの意欲に応える。

対象	市民(社会人のほか、大学生や高校生も含め、門戸を広げる)	
開催日時	平日夜間、土・日	
開催場所	こまつナイン(ホール、コワーキングエリア)、松雲堂、芦城センターなど	
参加費	(仮)500円~1,000円／回	

講座案 ※詳細は今後調整

コミュニケーション スキル向上(全3回)

声や表情、態度などから表現力を改善する方法をワーク中心の実践形式で学ぶ

※市民大学「話し方大学」の申込が好調だったため、同等の内容で実施

データ活用入門 (全3回)

データ社会を生き抜く！ 統計の基本やオープンデータ、ビッグデータの使い方など

みんなのキャリア教室 (全3回)

さまざまな分野で活躍する、石川県出身者や移住者などの生き方をオムニバス形式で聞く。大学生や高校生にとってキャリア教育の場としても。

その他、「金融・経済」、「デザイン・文化」、「ヘルスケア」など

令和7年10月20日
教育委員会会議 資料
図書館

中学生ビブリオバトル石川県大会 in 小松 2025 の開催について

1. 概要 ビブリオバトル（書評合戦：おすすめ本の紹介バトル）
 - ① 発表者がおすすめの本の面白さなどを5分間で紹介する。
 - ② 他の発表者、観戦者と3分間の質疑応答を行う。
 - ③ 全員発表後、発表者・観戦者による投票でチャンプ本（最も読みたかった本）を決定する。
2. 趣旨 読書活動を通して様々な分野への知的好奇心を高めるとともに、多様な価値観に触れながら思考力、表現力、聴く力等を身に付ける機会とする。
3. 日時 令和7年11月16日（日） 13時00分～
4. 会場 サイエンスヒルズこまつ 3Dスタジオ
5. 主催等 主催 小松市立図書館
共催 活字文化推進会議
後援 石川県教育委員会、読売新聞社
6. 対象 発表者 県内中学校、義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部に在籍する生徒13人
観戦者 60人程度
7. 表彰 優勝者1人・準優勝者1人を入賞者としてそれぞれ表彰する。
8. その他 優勝者は令和8年3月頃開催予定の全国大会の出場権を得る。発表者・引率者（1人）の旅費、宿泊費は自己負担なし。

体験入学アンケートについて

- ・実施日時：令和7年7月23日（水）13～16時
- ・内容：ミニコンサート、在校生による学校説明・質疑応答、授業体験など
- ・参加者：443人（アンケート回答441人）
- ・アンケート結果

1. 本日の体験入学に参加してどうでしたか			
ミニコンサート (動画)	在校生による 学校説明 (動画)	授業体験	在校生による 質疑応答
・とても満足	74.0%	77.0%	75.0%
・やや満足	19.0%	16.0%	18.0%
・やや不満	1.0%	1.0%	1.0%
・不満	2.0%	1.0%	2.0%
(未回答)	4.0%	5.0%	4.0%

2. 体験入学で市立高校の特色が分かりましたか	3. 市立高校の受験をどう考えていますか
<ul style="list-style-type: none"> ・よくわかった ・少しあわかった ・あまりわからなかった ・ほとんどわからなかった (未回答) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1希望として受験したい ・受験したい学校の一校 ・受験したい学校は未定 ・受験を考えていない (未回答)

4. 体験入学で感じたことや、本校に対する意見・質問などがあれば自由に書いてください <抜粋>	
<p><感想></p> <ul style="list-style-type: none"> ・先生方や在校生のみなさんが明るくて素敵な学校だと思った ・上下関係がなく仲がいいことがわかって、部活も楽しく過ごせると思った ・英語が苦手でも小テストや先生と話したりして上手になることがわかった ・OST授業（オンラインスピーチングトレーニング）がとても楽しかった ・タブレット端末などを使って、視覚的にわかりやすい授業だった <p>等</p> <p><質問 ※市立高校ホームページで回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学へはどのくらいの人が進学するのか ・ダンス部は何人ぐらいいるのか ・英語が苦手な人でも授業についていけるか ・部活は絶対入らないといけなのか ・自分の描く絵とジャンルが違うが、みんなのように絵を描けるようになるか <p>等</p>	

芸術コース 秋の体験入学

- ・実施日時：令和7年10月26日（日）9～11時30分
- ・対象：中学3年生とその保護者
- ・内容：コース紹介、実技指導、ミニコンサート、部活動体験

台湾修学旅行について

実際に海外を訪れ、異文化や歴史に直接触れる体験を通じて、生徒たちの視野を広げること、現地の青少年との交流を通じて国際的な理解と感性を養うこと、また、友好交流都市である彰化市との親交を深めることを目的に修学旅行を実施しました。

1. 日 程：令和7年10月14日（火）～17日（金） 3泊4日

2. 参加者：2年生147人・教員8人

3. 内 容

【1日目：10月14日（火）】



台北到着・市内



台北101展望台



【2日目：10月15日（水）】



国立故宮博物院



国立彰化女子高級中学との交流



【3日目：10月16日（木）】



中世紀念堂・B&Sプログラム



十份



九份